

森林環境譲与税の使いみち

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から、国が都道府県や市町村へ「森林環境譲与税」の譲与を始めました。

森林環境譲与税は、市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発など「森林整備およびその促進に関する費用」に充てるものとされています。令和元年度の森林環境譲与税は、下記の事業の財源として充てました。

事業名	事業総額（千円）			事業内容	実績	税導入の効果
	森林環境譲与税	その他財源	基金への積立額			
森林整備業務委託	2,594	2,592	20	すでにある森林公園の遊歩道整備や植樹（老若男女問わず利用できる施設にし、森林に親しむ機会、場所を提供する。）	間伐等：1.3ha 植樹：桜50本	すでにある森林公園には、未整備の場所や間伐などの森林整備が行われて場所が多くあったが、今年度、税を導入することにより、間伐による景観の維持や桜の植樹といった整備をすることができた。

[鈴ノ宮公園整備事業]



[さくら園 桜補植事業]

